

事務連絡
令和3年5月18日

各都道府県水道行政主管部（局） 殿
各厚生労働大臣認可

水道事業者
水道用水供給事業者

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

基本的対処方針の改正等を踏まえた
職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、「緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」（令和3年5月11日付け事務連絡）にて、職場における感染予防及び健康管理に努めていただくようお願いしたところです。

令和3年5月14日に、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が改正され、感染防止のための取組に「昼休みの時差取得」が追加される等、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充が図られたところです。

こうした状況を踏まえ、「基本的対処方針の改正等を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について」（別添参照）にて、厚生労働省労働基準局から当局へ要請があり、水道関係を含めた所管団体に対し、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について周知協力が求められたところです。

については、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）におかれましても、令和3年5月11日付け事務連絡の内容に加え、改正後の基本的対処方針につきましても、昼休みの時差取得を実施し、会話をする際にはマスクを着用する等の飲食の場での対策や、熱中症のリスクを踏まえた感染症対策に取り組んでいただくことにつきましてもご配慮いただくよう、改めてお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましても、上記取組をお願いいたしますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【別添】

（労働基準局通知）『基本的対処方針の改正等を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について』（令和3年5月17日）

（参考資料）

- ◎ 経済団体等への協力依頼「基本的対処方針の改正等を踏まえた、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について、経済団体などに協力を依頼しました」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18659.html

（上記 URL よりダウンロードをお願いいたします）

本件問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

山下、森永

電話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougi.jutsu@mhlw.go.jp